

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休息日、
が翌日、
の翌日)

目次

◇告 示 昭和四十年四月鳥取県告示第五百五十七号の一部改正

保安林の解除予定

道路の位置の指定

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

告示

鳥取県告示第三百六十八号

昭和四十年四月鳥取県告示第五百五十七号（鳥取県収入証紙小売りさばき人の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十年七月十六日から施行する。

昭和四十年七月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

売りさばき場所の欄中「鳥取市富安一九五番地」を

「鳥取市富安一九五番地、倉吉市明治町一、米子市久米町二六

番地
○三一番地」に改める。

鳥取県告示第三百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年七月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三―七六一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年七月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字北外ヶ浜一五三九、字西外ヶ浜一五一九、字東外ヶ浜一五六九―二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第三百七十一号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年七月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年七月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

申請人の住所氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

東伯郡東郷町大字 中興寺二三九番地 有沢 唯雄
東伯郡東郷町大字中興寺 幅員 四メートル
字中坪三四七番一の一部 延長 七六メートル

鳥取県告示第三百七十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び種鶏の所有者に対して検査、注射及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十七年七月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病、ニューカッスル

病及びひな白痢予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

イ 結核病検査及びブルセラ病検査
牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。
ロ ピロプラズマ病検査及びだに駆除
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ハ ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

イ 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

ロ ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

ハ ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

ニ だに駆除 BHC散布

ホ ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

ヘ ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液皮下注射

別表 結核病検査

一 実施の期日 次 実施区域 実施場所

七月二十六日 七月二十八日 中山町 中尾、殿、河内検診場

